

基安発 0826 第 4 号
令和 7 年 8 月 26 日

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施について、改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の強化月間については、下記のとおり強化月間の取組を実施することとしておりますので、趣旨をご理解の上、別添 1 から別添 8 のリーフレット等を活用する等、傘下団体・企業【保険者団体の長あて】（貴管内）市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合に対する周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成 30 年 3 月 29 日付け基安労発 0329 第 2 号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用



2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。

さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正)を十分に考慮いただきたいこと。

なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。合わせて、1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。

- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基発0731第1号保発0731第4号「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について」の一部改正に基づいた対応を依頼しているところである。

また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者に義務付けられている。

以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。

- (3) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。なお、一般定期健康診断の結果報告等、別添2中で示されている手続きについては、本年1月より電子申請が義務化されている、リーフレットの活用等により改めて周知いただきたいこと。
- (4) 派遣労働者の健康診断に関する措置義務については、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
- ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の

実施状況を確認すること。

イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存状況、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

(5) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の間診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）（※1）の周知を行っていただきたいこと。

3 ストレスチェック制度の実施等

健康診断の実施及び事後措置等の実施に係る重点事項の指導等と併せて、以下のストレスチェック制度の適切な実施等についても指導、周知・啓発を行うこと。

(1) ストレスチェック制度の適切な実施（実施結果の労働基準監督署への報告を含む）の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進

(2) 本年5月14日に公布された改正労働安全衛生法（施行日は公布後3年以内に政令で定める日）による労働者数50人未満の事業場に対するストレスチェック実施義務化についての対象事業場への周知

4 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

(1) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）に基づく取組の推進

ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組

イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力づくり強調月間」（※2）（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Life 推進プロジェクト」（※3）の周知啓発

ウ 労働者の高齢化を踏まえた取組については、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について（令和2年3月16日付け基発0316第1号）に基づく取組

(2) 職場におけるがん検診の推進

ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診

勸奨（※4）

イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び別添4のリーフレットを活用した周知
ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施

エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知

(3) 女性の健康課題に関する理解の促進

ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知

イ 企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」（※5）や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」（※6）の活用

ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットを活用した骨粗鬆症検診の受診勸奨

(4) 口腔の健康の保持増進

令和7年7月1日付け基安労発 0701 第1号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勸奨について（協力依頼）」中の歯科早期受診勸奨リーフレット（※7）を活用した歯科受診勸奨

(5) 眼科検診等の実施の推進

ア アイフレイルチェックリスト（※8）や6つのチェックツール（※9）を活用した眼のセルフチェックの推進

イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診（※10～12）の周知

(6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進

ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等

イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組

ウ 令和4年4月20日付け基安労発 0420 第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等

(7) 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

- (※1) 「一般定期健康診断の問診票の外国語版」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html
- (※2) 体力づくり国民運動（「体力づくり強調月間及びスポーツの日」ポスター等）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1377272.htm
- (※3) Sport in Life 推進プロジェクト <https://sportinlife.go.jp/>
- (※4) がん検診普及啓発ポスター
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126978.html>
- (※5) 働く女性の心とからだの応援サイト
<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>
- (※6) 女性の健康推進室ヘルスケアラボ
<https://w-health.jp/>
- (※7) 歯科早期受診勧奨リーフレット：
https://www.jda.or.jp/occupational_health/doc/early-medical-examination-leaflet.pdf
- (※8) アイフレイルチェックリスト
<https://www.eye-frail.jp/checklist/>
- (※9) 6つのチェックツール：
<https://www.eye-frail.jp/checklist/tenken/>
- (※10) 眼科検診に関する情報：
<https://www.gankaikai.or.jp/health/43/index.html>
- (※11) 眼底検査に関する情報：
<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/kensindaiji.html>
- (※12) 緑内障に関する情報：
<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/glaucoma.html>
- (別添1) 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_62293.html
- (別添2) 労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されます
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001281755.pdf>
- (別添3) これから受ける検査のこと 子宮頸がん検診
https://ganjoho.jp/public/qa_links/brochure/leaflet/screening.html
- (別添4) これから受ける検査のこと 乳がん検診
https://ganjoho.jp/public/qa_links/brochure/leaflet/screening.html
- (別添5) がん対策推進企業アクション
<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/a0f1a86cbd982aa46428a4f145efb55c33e42211.pdf>
- (別添6) 働く女性の健康推進に取組みましょう
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html

(別添7) 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を
防止しましょう

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

(別添8) 目の健康対策でSTOP!転倒災害

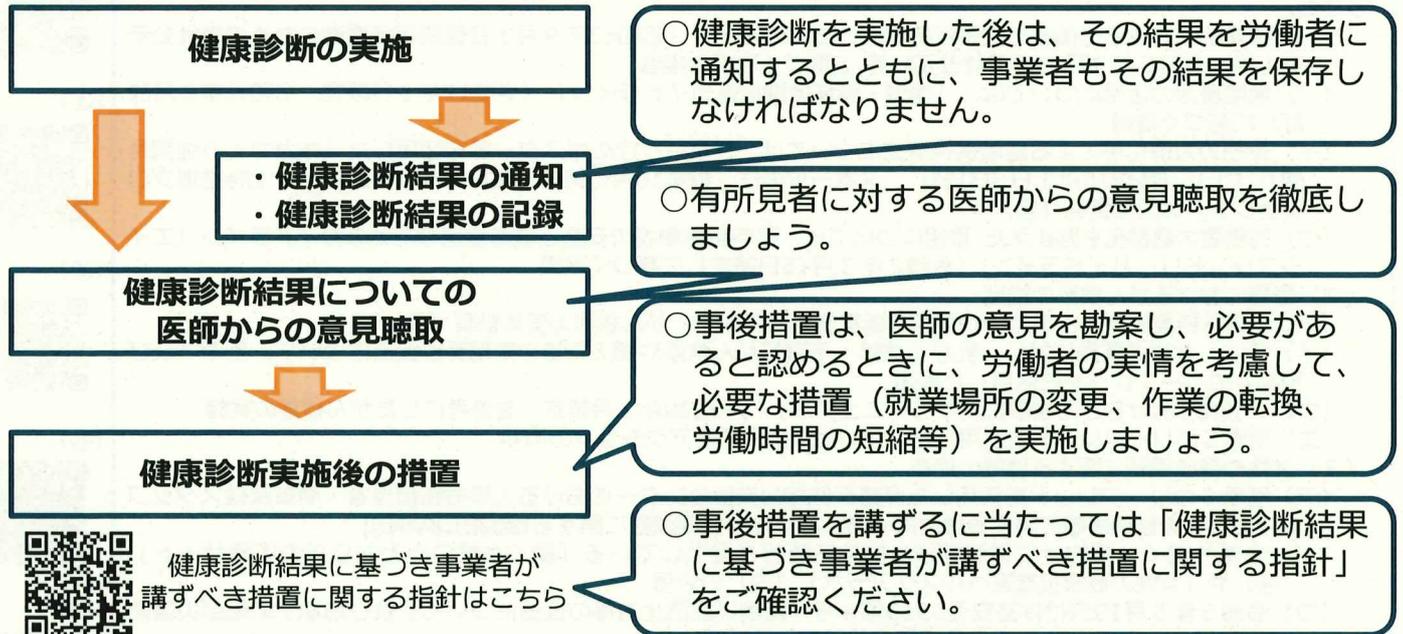
<https://www.gankaikai.or.jp/info/detail/kensindaiji.html>

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

- **健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。**
一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2.医療保険者との連携

- **医療保険者*1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。**

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよくお願いします。
※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。
- 厚生労働省では、コラボヘルス*2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。
※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら



労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



ひとくらし、みらいのために

厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

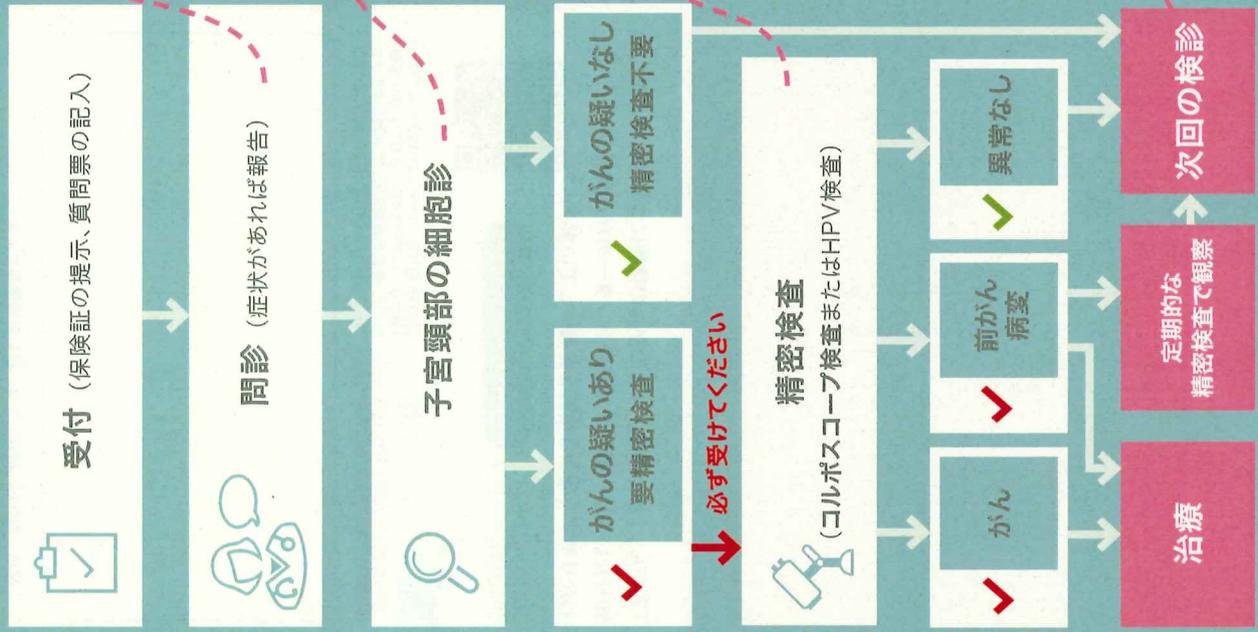
子宮頸がん検診を受ける前に...

子宮頸がんは罹患する人(かかる人)がわが国の女性のがんの中でも比較的多く、また30-40歳代の女性で近年増加傾向にあります。自治体で推奨している子宮頸がん検診(子宮頸部の細胞診)は「死亡率、罹患率を減少させることが科学的に証明された」有効な検診です。早期発見、治療で大切な命を守るために、20歳以上の女性は2年に1度定期的な検診を受診し、「要精密検査」という結果を受け取った場合には必ず精密検査を受けるようにしてください。

すべての検診には「デメリット」があります。がんは発生してから一定の大きさになるまでは発見できませんし、検査では見つけにくいがんもありますので、すべてのがんががん検診で見つかるわけではありません。また、がんでなくても「要精検」と判定されることもあります。子宮頸がんは前がん病変も検診で見つけられるのですが、この中には放置しても治療してしまいうものも多いために、結果的に不必要な精密検査や治療を受けなければならぬ場合があります。さらに、検査によって出血などが起こることがあります。

しかし、子宮頸がん検診はこれらの低い確率で起こるデメリットよりも、がんで亡くなることを防ぐメリットが大きいことが証明されているため、必ず定期的に受診してください。

子宮頸がん検診の流れ



前がん病変が見つかった時には、状態によって治療を行う場合もありますし、治療をせずに医療機関で定期的な経過観察になる場合もあります。

気になる症状がある場合

月経(生理)以外に出血がある、閉経したのに出血がある、月経が不規則など、気になる症状がある場合は問診の際に医師に必ずお伝えください。不正出血が疑われる症状がある場合は自治体の検診を待たず、すぐに婦人科を受診してください。また現在婦人科を受診し経過観察中の主治医の方には自治体の検診ではなく、引き続き受診中の主治医の指示を受けてください。

子宮頸部の細胞診

子宮頸がん検診は子宮頸部(子宮の入り口)を、先にブラシのついた専用の器具で擦って細胞を取って、がん細胞など異常な細胞がないかを顕微鏡で調べる検査です。

*月経(生理)中は避けて検査を受けてください。



精密検査はコルポスコピー検査(またはHPV検査)

細胞診で異常が発見されたらコルポスコピー検査で詳しく調べます。コルポスコピー(腔拡大鏡)を使って子宮頸部を詳しく見ます。異常な部位が見つければ、組織を一部採取して悪性かどうかを診断します。また細胞診の結果によってはHPV検査(子宮頸がんを引き起こすウイルスの有無を調べます)を行い、コルポスコピー検査が必要かどうかを判断することもあります。



検診は20歳以上、2年に1度定期的に受けることが大切です

子宮頸がんの中には急速に進行するがんもあります。早期発見のために必ず2年に1度、定期的な検診を受けてください。推奨している受診年齢や受診間隔を守らないと、検診の「デメリット」が大きくなってしまいます。

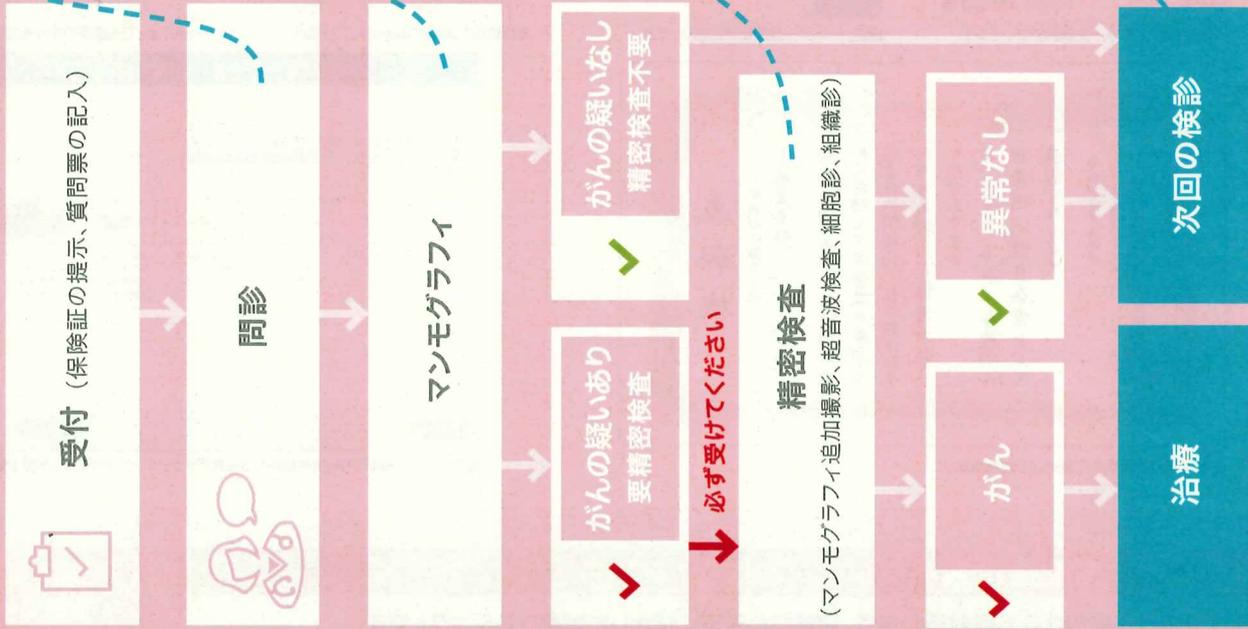
乳がん検診を受ける前に・・・

乳がんは罹患する人(かかると)がわが国の女性の
がんの中でも多く、がんによる死亡原因の上位に位
置するがんです。自治体で推奨している乳がん検診
(マンモグラフィ)は「死亡率を減少させることが科
学的に証明された」有効な検診です。早期発見、治
療で大切な命を守るために、40歳以上の女性には2年
に1度定期的に検診を受診し、「要精密検査」という
結果を受け取った場合には必ず精密検査を受ける
ようにしてください。

すべての検診には「デメリット」があります。がんは
発生してから一定の大きさになるまでは発見でき
ませんし、検査では見つけにくいがんもありますの
で、すべてのがんががん検診で見つかるわけでは
ありません。また、がんでなくても「要精検」と判定さ
れたり、放置しても死に至らないがんが見つかった
ために、不必要な治療を受けなければならぬ場合
もあります。

しかし、乳がん検診はこれらの低い確率で起こる
デメリットよりも、がんで亡くなることを防ぐメリッ
トが大きいことが証明されているため、必ず定期的
に受診してください。

乳がん検診の流れ



気になる症状がある場合

マンモグラフィでは見つけにくい乳がんもあります。早期の乳がんは自覚症状がないことが多いですが、しこり、乳房のひきつれ、乳頭から血性の液が出る、乳頭の湿疹やただれなど気になる症状がある場合は問診の際に医師に必ずお伝えください。症状がある場合は、自治体の乳がん検診を待たず、すぐに乳腺外来のある医療機関を受診してください。

マンモグラフィ

マンモグラフィは小さいしこりや石灰化を見つけることができます。乳房を片方ずつプラスチックの板で挟んで撮影します。乳房が圧迫されるため痛みを感じることがありますが、圧迫時間は数十秒ほどです。また放射線被曝による健康被害はほとんどありません。

• 視触診検査は推奨されていませんが、マンモグラフィとの併用に限り、視触診検査が行われる場合があります。

精密検査について

マンモグラフィ追加撮影
疑わしい部位を多方面から撮影します。

乳房の超音波検査

超音波で、疑わしい部位を詳しく観察します。

細胞診、組織診

疑わしい部位に針を刺して細胞や組織を採取し悪性かどうか診断します。

検診は40歳以上、2年に1度定期的に受けることが大切です

乳がんの中には急速に進行するがんもあります。早期発見のために必ず2年に1度、定期的に検診を受けてください。推奨している受診年齢や受診間隔を守らないと、検診の「デメリット」が大きくなってしまいます。

働く女性の健康推進に取り組みましょう

- 産業保健総合支援センターをご活用ください -

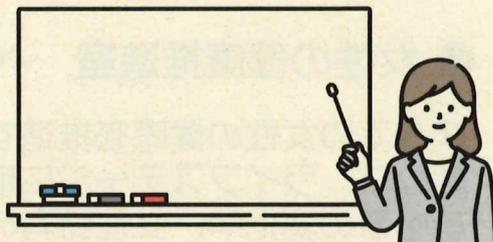
全国47都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、
産業保健の専門家が以下の支援に取り組んでいます。ぜひご活用ください。

1

女性特有の健康課題に関する研修 を実施しています

月経関連疾患などライフステージに応じた女性の健康課題について正しく
理解し、働く女性に対して適切に配慮（婦人科等を受診する場合の特段の
配慮や相談しやすい職場環境の整備等）する
ことが重要です。

事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ
向けに研修を実施していますので、ぜひ受講
してください。



2

職場における女性の健康に関する ご相談に応じます

産業保健総合支援センターの保健師が中心となり、職場における女性の健
康に関するご相談に対応いたします。

より専門的なご相談については、性と健康の相
談センターにご案内するなど、産業保健総合支
援センターの保健師が連携コーディネーターと
して支援を行います。

労働者個人の方、事業者の方からのご相談を受
け付けています。



< ホームページのご案内 >

各種研修・セミナーは、各都道府県の産業保健総合支援センターの
ホームページからお申込みいただけます。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/default.aspx>



労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

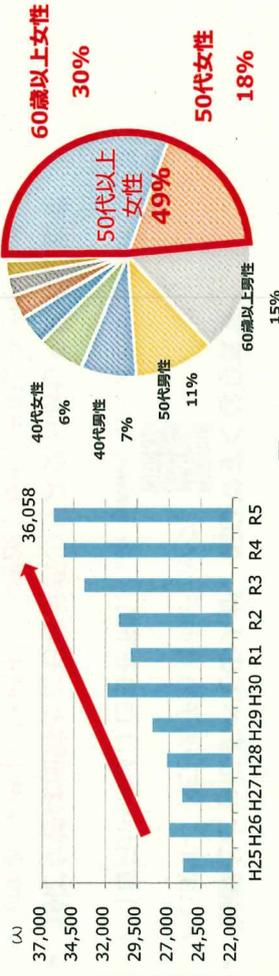
- (なし)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒**
 - ▶ **転倒や怪我をしにくい身体づくり**のための運動プログラム等の導入 (★)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒**
 - ▶ **バックヤード**等も含めた**整理、整頓** (物を置く場所の指定) の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒**
 - ▶ 敷地内 (特に従業員用通路) の**凹凸、陥没穴等** (ごくわずかなものでも危険) を確認し、**解消**
- 作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒**
 - ▶ 適切な通路の設定
 - ▶ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒**
 - ▶ 設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒**
 - ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
 - ▶ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒**
 - ▶ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
 - 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒**
 - ▶ **水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底)
 - ウエットエリア (食品加工場等) で滑って転倒**
 - ▶ 滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)
 - ▶ **防滑床材・防滑グレーチング**等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
 - ▶ 隣接エリアまで濡れないよう処理
 - 雨で濡れた通路等で滑って転倒**
 - ▶ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
- (★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」を利用できます
- 中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

職場で転倒して骨折（転倒災害）

転倒災害は増加の一途 性別・年齢別内訳 (令和5年)



転倒災害による平均休業日数 (令和5年)

48.5日

※労働者死傷病報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- ▶ **加齢とともにすべての人が、転びやすくなります**
 - ✓ いますぐ「転びの予防 体力チェック」
 - ✓ 「毎日かんたん！ 口コミ予防」 (出典：健康寿命をのほそろ SMART LIFE PROJECT)
- ▶ **特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します**
 - ✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
 - ✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」 (出典：健康寿命をのほそろ SMART LIFE PROJECT)

目の健康対策で

STOP! 転倒災害

眼底検査でリスクを見える化!

目の病気が転倒を招いているかもしれません。
目の健康対策でエイジフレンドリーな職場作りへ。



65歳以上の就業者は全体の**14%**(2020年)と、年々増加しています。
60歳以上の女性の転倒骨折は20代の約**19倍**というデータもあり、
安全な職場に視機能対策は欠かせません。

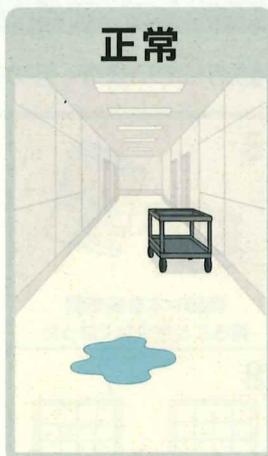
(厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課「令和6年 高齢労働者の労働災害発生状況」)

下方視野障害が進むと転倒しやすくなります

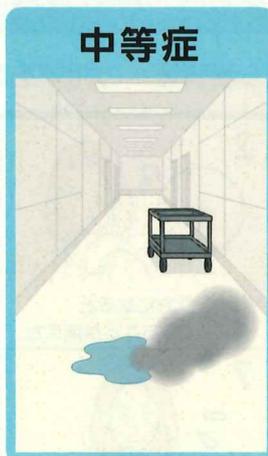


(視界の下部が見えなくなる)

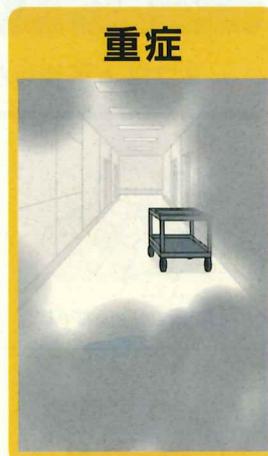
転倒の危険性も



正常
水たまりがよく見える

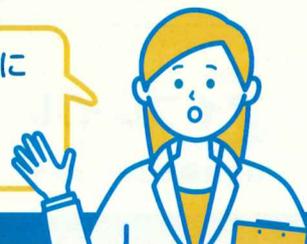


中等症
一部欠損があるが、ほとんど気づかない



重症
カートに視線が向くと水たまりは見えない!

重症になるまで視野の欠損に気づくことができません。
眼底検査が必要です!



Alex A Black, et al. Optometry and vision science 2011
Jones PR, et al. Ophthalmic Epidemiology. 2019 から作成

「はたらく人の目を守る 眼科検診ハンドブック」の紹介



日本眼科医会では、視覚の管理を通して転倒や交通事故などの労働災害を防ぎ、働く人たちの心身の健康を守る活動に取り組んでおり、その一環として、企業や産業保健に関わる皆様に眼科検診の意義について理解を深めていただくことを願い、本ハンドブックを発刊しました。本冊子が広く活用されて、勤労者の目が守られ、日本の産業の発展にも寄与できますことを切に願っています。



日本眼科医会の公式サイトでPDFを掲載しています
https://www.gankaikai.or.jp/info/20250701_handbook.pdf

「目次」抜粋

はじめに

1章 産業衛生における眼科の役割

2章 目の健康に起因した職業上の疾病・障害

視力検査と眼底検査

事例 1：転倒

事例 2：交通事故

事例 3：情報機器作業における健康管理

3章 なぜ眼底検査が必要か

1. 眼底検査で見えるもの
2. 視覚障害の原因
3. 目の自覚症状があっても受診しない
4. 転倒リスク・職場の安全

4章 眼底検査の基礎知識

5章 視力検査・眼底検査の実際：検診の進め方

1. 視力検査
2. 眼底検査
3. セルフチェックシート
4. 検診の結果記入と精密検査の受診勧奨

6章 結果の取り扱い

1. 検診結果の取り扱い
2. 精密検査の取り扱い その読み方・とらえ方

7章 労働者にしばしばみられる眼科疾患

1. 緑内障の健康管理と治療における留意点
2. 糖尿病網膜症・黄斑症
3. 網膜血管障害
4. 網膜色素変性
5. 黄斑疾患（変性、前膜等）
6. 薬液飛入時の対応、眼部打撲の際の注意点
7. ドライアイ
8. 斜視
9. アイフレイル
10. 眼底検査でわかる病気、わかりづらい病気、わからない病気
11. 最近のトピックス 眼疾患に伴う労働生産性損失
—プレゼンティーイズムとアブセンティーイズム—

8章 職場での対応

1. 産業保健スタッフの役割
2. 面談で聞くべき内容とアドバイス
3. 治療と仕事の両立支援の紹介
4. 保健指導のポイント
5. 就業上の措置（就業制限等）について

あとがき

付録